

入札制度の変更について

平成23年4月1日から、工事案件について、次のとおり入札制度を変更しますので、入札の参加に当たっては御留意ください。

低入札価格調査又は最低制限価格の対象案件について

平成23年4月1日以降に公告する案件から、低入札価格調査又は最低制限価格の対象を次のとおりとします。

- (1) 低入札価格調査の対象となる案件を予定価格が「5億円以上のもの」とします。
ただし、予定価格が「5億円未満のもの」であっても総合評価落札方式の案件にあっては、低入札価格調査の対象となります。

〔変更前〕 : 予定価格2千万円以上



〔変更後〕 : 予定価格5億円以上

- (2) 最低制限価格の対象となる案件を予定価格が「5億円未満のもの」（総合評価落札方式の案件を除く。）とします。

〔変更前〕 : 予定価格2千万円未満



〔変更後〕 : 予定価格5億円未満

（総合評価落札方式の案件を除く。）

低入札価格調査基準額・最低制限価格等の端数切捨てについて

低入札価格調査基準額・低入札価格調査失格基準額・最低制限価格について、算出した額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の端数を切り捨てた額とします。